

広島市規則第 75 号

令和 8 年 9 月 28 日

広島市こども療育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市こども療育センター条例施行規則の一部を改正する規則

広島市こども療育センター条例施行規則（昭和 49 年広島市規則第 99
号）の一部を次のように改正する。

目次中「育成園、二葉園」を「ふたば・いくせい園」に、「くすのき園
及びわかば園」を「わかば・くすのき園」に改める。

第 2 章第 2 節の節名中「育成園、二葉園」を「ふたば・いくせい園」に
改める。

第 4 条中「育成園、二葉園」を「ふたば・いくせい園」に改め、同条第
2 号ア中「育成園及び二葉園」を「ふたば・いくせい園」に改める。

第 5 条中「育成園、二葉園」を「ふたば・いくせい園」に改め、同条た
だし書中「育成園長、二葉園長」を「ふたば・いくせい園長」に改める。

第 8 条の 2 第 1 項中「二葉園」を「ふたば・いくせい園」に改める。

第 3 章第 2 節の節名及び第 14 条中「くすのき園及びわかば園」を「わ
かば・くすのき園」に改める。

第 18 条中「第 31 条第 2 項第 2 号」を「第 28 条第 2 項第 2 号」に改
める。

第 19 条第 1 項中「第 32 条第 2 項」を「第 29 条第 2 項」に、「第 31 条第 1 項」を「第 28 条第 1 項」に改める。

第 20 条第 1 項中「第 33 条」を「第 30 条」に、「第 31 条第 1 項」を「第 28 条第 1 項」に改める。

第 21 条中「第 37 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に改める。

第 22 条中「第 36 条」を「第 33 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。